

意見書案第9号

平成25年12月12日提出

提出者 松山市議会議員 杉 村 千 栄
宮 内 智 矢
小 崎 愛 子
梶 原 時 義
武 井 多佳子
篠 崎 英 代

平成25年12月18日否決

「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書について
「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書を次のとおり提出する。

記

「特定秘密の保護に関する法律」の撤廃を求める意見書

先の臨時国会において自民・公明政権は、「特定秘密の保護に関する法律」を可決成立させた。

同法では、「特定秘密」について、「防衛」「外交」「外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止」「テロ活動防止」の4分野の中で、国の存立にとって重要な情報を対象としている。しかし、その範囲が明瞭ではなく、広範に過ぎること。秘密の期限が事実上無期限となっていること。国会議員による国政調査権や証人喚問をも制限していること。秘密の取得は最高10年の懲役、また「未遂、教唆、扇動」も処罰の対象となることに対して、多くの国民が懸念を抱いている。

事実、同法案に対し、福島県議会をはじめ多くの自治体で、廃案や慎重審議を求める意見書が決議された。また国民、各界・各層の団体、さらに国際社会も、同法が成立した現在も懸念を表明し続けている。

国会における審議の過程でも、地方公聴会や、参考人質疑では、自民党推薦者を含む公述人や参考人からも反対、慎重審議を求める声が上がった。

自民・公明政権は、その声を踏みにじり、強行を繰り返して同法を成立させた。

よって、国においては、国民の知る権利を著しく侵害し、日本国憲法の精神と相容れない特定秘密の保護に関する法律を撤廃するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
防 衛 大 臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全・少子化対策・男女共同参画）